

静岡県告示第400号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、静岡県農林技術研究所伊豆農業研究センターの生産物売払収入の徴収事務を委託したので、次のとおり告示する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 委託先

(1) 所在地

下田市東本郷1丁目12－8

(2) 名称及び代表者の名前

富士伊豆農業協同組合伊豆太陽地区本部

地区本部長 鈴木 弘文

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで